

議案第40号

志摩市介護保険条例の一部改正について

志摩市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年6月5日 提出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市介護保険条例の一部を改正する条例

志摩市介護保険条例(平成16年志摩市条例第158号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(令和8年度における令和7年度税制改正に係る保険料の減免の特例)

14 第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の市町村民税が課されていない第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について、介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第6号)の規定により、令和8年度分の市民税が課されている者とみなされた者の状況を勘案して、特に必要があると認めるときは、当該者に係る令和8年度分の保険料に限り、その一部を減額し、又は免除することができる。

15 前項の規定による減額又は免除は、申請によらず行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の志摩市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。